

函館市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月17日

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市条例第43号

函館市議会委員会条例の一部を改正する条例

函館市議会委員会条例（昭和32年函館市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（開催の特例）

第13条の2 委員長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点からまたは大規模な災害等の発生により委員会の開催場所への委員の参集が困難と認める場合は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した委員会を開催することができる。

2 前項の場合において、委員は、委員会にオンラインによる参加を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前項の許可を得て委員会に参加した委員がある場合における次条、第15条第1項および第28条第1項の規定の適用については、当該委員は、委員会に出席したものとみなす。

4 オンラインを活用した委員会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。